

別紙第3(その2)

借 家 人 補 償 契 約 書  
借 間 人

¥

建設省が施行する 工事のために必要を生じた建物の移転に関し 借家人  
借間人  
を甲とし、国を乙として、下記条項により 借家人 補償契約を締結する。  
借間人  
記

(契約の主旨)

第1条 甲は、別表第1A欄に掲げる土地(以下「土地」という。)に存する同表B欄に掲げる建物(以下「建物」という。)をその所有者が移転することについて同意し、かつ、昭和 年 月 日までに、建物をその所有者が移転することができる状態にするものとし、かつ、建物の敷地(残地を除く。)に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。

(必要書類の提出)

第2条 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払い)

第3条 甲は土地の所有者又は建物の所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したときに頭書の金額のうち¥ の支払いを乙(支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

2 甲は、建物を第1条第1項に規定する状態にし、かつ、同項に規定する物件を移転したときに頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払いを乙(支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第4条 甲は、建物の移転が完了するまでは、建物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は建物を第三者に貸し付けてはならない。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第5条 甲が前条第1項の規定に違反したとき又は昭和 年 月 日までに土地の所有者若しくは建物の所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

第6条 第1条第1項に規定する期限後において、建物の敷地(残地を除く。)に同条同項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代って当該物件を移転することができるものと

し、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

第8条 この契約書にはりつける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第9条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙署名(乙については記名によることができる。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

分任支出負担行為担当官

地方建設局 工事事務所長

別表第1

建 物 の 表 示

都  
府  
県

市  
郡

区

町  
村

地内

| A 土 地 |   |     |     | B 建 物 |     |   |   |     |
|-------|---|-----|-----|-------|-----|---|---|-----|
| 大 字   | 字 | 地 番 | 地 目 | 種 類   | 単 位 | 数 | 量 | 摘 要 |
|       |   |     |     |       |     |   |   |     |
|       |   |     |     |       |     |   |   |     |
|       |   |     |     |       |     |   |   |     |

別表第2

物件その他通常受ける損失補償の表示

都  
府  
県

市  
郡

区

町  
村

地内

| 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 種 類 | 単 位 | 数 | 量 | 摘 要 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|---|---|-----|
|     |   |     |     |     |     |   |   |     |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |